

岡山県副知事の主として担当する事項 （県例規集登載） 【訓 令】		目 次	
		岡山県公報 発行 岡山県 	
行政改革推進室		担当課（室）	
			目 次
			担当課（室）

◎岡山県訓令第8号

庁 中 一 般
出 先 機 関

岡山県副知事の主として担当する事項を次のように定める。

平成二十八年十二月二十二日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県副知事の主として担当する事項

副知事	担 当 事 項
宮地副知事	総務部、県民生活部、保健福祉部、農林水産部及び出納局に関する事項
佐藤副知事	危機管理課及び消防保安課並びに総合政策局、環境文化部、産業労働部及び土木部に関する事項

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。
- (関係訓令の廃止)
- 2 岡山県副知事の主として担当する事項（平成二十七年岡山県訓令第5号）は、廃止する。